

○天理市議会基本条例

平成21年 6 月 23日 条例第20号

改正

平成23年 3 月 30日 条例第 1 号

平成24年12月 27日 条例第18号

平成31年 3 月 22日 条例第 1 号

天理市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員活動の原則（第 2 条―第 4 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条―第 7 条）

第 4 章 議会と行政の関係（第 8 条―第12条）

第 5 章 自由討議の保障（第13条・第14条）

第 6 章 委員会の活動（第15条）

第 7 章 政務活動費（第16条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第17条―第20条）

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条・第22条）

第10章 最高規範性と見直し手続（第23条・第24条）

附則

市民は、先人の大いなる遺産である悠久の歴史と文化を大切にしながら、すべての市民が生きる喜びを享受し、安心して暮らせるよう、各分野におけるさまざまな施策の実現を目指し、選挙において天理市議会議員（以下「議員」という。）を選び天理市議会（以下「議会」という。）を構成するとともに、市長を選んでいる。この二元代表機関には、市民の信託に応えるために異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の決定をなす使命が課せられている。

議会は、自らの改革とその本来のあり方について、地方自治体の最高法規である条例の形式によって、その方向を明確にし、その実現を自らに義務付けるものである。

この条例は、地方議会の基本的な目的や役割を明らかにし、その議会活動のあり方や原則を示し、自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会へと充実・強化を目指すものである。さらに、他の機関との関係、特に執行機関との関係については、対等協力関係を前提として、執行機関に対する議会のあり方の原則と具体的な関係の持ち方を規定し、最も重要と考えられる市民との関係についても、議会としてどのようにあるべきかを基本的な考え方を示すとともに、議事機関としての議会が、自治運営の基本原則や重要政策の企画立案に主導性を発揮し、市民から頼りにされる存在として活動する姿勢をここに定めるものである。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき市民に身近な地方政府としての議会活動を実行することにより、市民全体の福祉の向上及び市政の発展とともに、歴史と文化と自然が生きづく活力と潤いのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第 2 章 議会及び議員活動の原則

(議会活動の原則)

第 2 条 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視するとともに、市民参加型議会の推進により、開かれた議会を目指して活動するものとする。

2 議会は、議員、市長、市民等の多様な意見を把握しながら政策形成に寄与する場となるよう、議会における交流と自由な討論の場の推進に努めるものとする。

3 議会は、天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）、天理

市議会会議規則（平成31年3月天理市議会規則第1号）、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

- 4 議会は、傍聴の意欲が高まるよう、会議を定刻に開催するように努め、市民にわかりやすい視点、方法等で行うものとし、天理市議会傍聴規則（昭和34年12月天理市議会告示第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

（議員活動の原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であり合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじ、自己の能力を高める研さんを重ねることにより、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

- 2 議員は、議会の構成員として、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に際して、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催するものとする。

第3章 市民と議会の関係

（市民と議会との関係）

第5条 議会は、議会の活動に関する情報の公開を積極的に行い、市民との情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するとともに、市民、各種市民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議員の政策形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条第5項及び第115条の

2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

（議決責任等）

第6条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、自治体としての意思決定又は政策決定に係る議決をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対し説明する責務を有する。

（議会報告会）

第7条 議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

（市長等と議会及び議員の関係等）

第8条 議会及び議員は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

4 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等の記録を市長等に求めるものとする。

（議会審議における論点情報の形成）

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、政策等の執行後におけるその評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

(監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提案)

第12条 議会は、市の政策水準の向上を図るために政策立案機能の強化に努めるものとする。

2 議会は、政策立案を行うに当たっては、第9条第1項各号に規定する事項を市民に公表するものとする。

3 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し政策提案を行うものとする。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並

びに市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

（政策討論会）

第14条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）

第15条 議会は、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、市民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

3 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

第7章 政務活動費

（政務活動費の執行及び公開）

第16条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月天理市条例第20号）を遵守しなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第17条 議会は、議員の政策立案及び政策提案能力の向上等を図るとともに、この条例の趣旨を議員に浸透させるため、議員研修を実施するものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を年1回以上開催するものとする。

（議会事務局の体制整備）

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的

に行うため、議会事務局の調査及び法務の機能の充実を図るものとする。

（議会図書室）

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。

（議会広報の充実）

第20条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議会活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第21条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、天理市政治倫理条例（平成23年3月天理市条例第1号）を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

（議員定数及び議員報酬）

第22条 議員定数又は議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び健全な財政運営を考慮するとともに、議会活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

2 議員定数又は議員報酬に係る条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項及び第7項又は第112条の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

第10章 最高規範性を見直し手続

（最高規範性）

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員に、この条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項の検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。